

公益財団法人箕面市国際交流協会多言語人材就労支援
及び職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程

2021年（令和 3年） 3月19日 規程第 4号

2024年（令和 6年） 3月 5日 規程第 2号

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人箕面市国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する多言語人材就労支援及び職業紹介事業（以下「紹介事業」という。）の実施に関する個人情報の適正な管理に必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第2条 個人情報を取り扱う職員の範囲は、協会の事務局職員とする。

（個人情報取扱責任者）

第3条 個人情報の取扱責任者は、職業紹介責任者とする。

2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年1回実施するものとする。

3 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

4 個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

5 個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は、求職者等への周知に努めるものとする。

（苦情処理）

第4条 求職者等の個人情報に関し、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合は、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理を行うものとする。

2 個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

（個人情報の開示）

第5条 個人情報の開示等の請求等は、公益財団法人箕面市国際交流協会情報公開実施規則（2013年公益財団法人箕面市国際交流協会規則第9号）の規定により実施するものとする。

（委任）

第6条 この規程に定めるものの他、紹介事業の実施に関する個人情報の適正な管理に必要な事項は、理事長が別に定める。

（附 則）

1 この規程は、2021年（令和3年）6月1日から施行する。

2 この規程は、公布の日から施行する。